

最高検判第5号
平成30年5月16日

最高裁判所事務総局刑事局長 殿
最高裁判所事務総局家庭局長 殿

最高検察庁公判部長 大場 亮太郎
(公印省略)

「構外ビデオリンク方式による証人尋問の留意点」について（参考送付）
この度、標記の件について、高等検察庁及び地方検察庁に対して別添の資料を配付しましたので、参考送付します。



別添

原議保存期間 3年
(平成34年3月31日まで)

平成30年4月

構外ビデオリンク方式による証人尋問の留意点

最高検察庁新制度準備室

1 構外ビデオリンク方式の導入

ビデオリンク方式による証人尋問（刑訴法157条の6）につき、従来は、裁判官及び訴訟関係人（以下「裁判官等」という。）の在席する場所と同一の構内（以下「同一構内」という。）に証人を出頭させた上で、裁判官等の在席する場所と証人の在席する別室との間をビデオリンクでつなぐ方式（以下「同一構内ビデオリンク方式」という。）に限られていたが、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第54号）により、証人の負担を軽減する観点からこれが拡充され、同一構内以外の場所であって、裁判所の規則で定めるものに証人を出頭させ、同所と裁判官等の在席する場所との間をビデオリンクでつなぐ方式（以下「構外ビデオリンク方式」という。）が可能となった。

以下、構外ビデオリンク方式による証人尋問につき、留意すべき事項について述べる。

2 要件

同一構内ビデオリンク方式（刑訴法157条の6第1項）の要件は

- 性犯罪等の被害者（同項1号及び2号）

又は

- 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官等が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者（同項3号）

を証人として尋問する場合において、裁判所が相当と認めるときである。

これに対し、構外ビデオリンク方式（同条2項）の要件は、証人を尋問する場合において

- ① 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認めるとき（同項1号）
 - ② 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき（同項2号）
 - ③ 同一構内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき（同項3号）
 - ④ 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき（同項4号）
- のいずれかに該当する場合であって、裁判所が相当と認めるときである。

これらの要件に該当し得る場合としては、例えば

- 上記①については、性犯罪の被害者や、凄惨な犯行を目撃して強い精神的衝撃を受けた年少者が証人となる場合において、公判が行われる裁判所に出頭すること自体によって著しい心理的・精神的負担を生じるおそれがあるときなどが
- 上記②及び③については、暴力団犯罪等の組織的な犯罪に係る事件において、公判が行われる裁判所に証人が出頭する際、その付近で被告人の関係者に待ち伏せされて証人に加害行為等がなされるおそれがある場合や（上記②）、公判が行われる裁判所に証人が出頭して証言した後、帰宅までの間尾行されるなどして住所等を把握され、証人やその親族に加害行為等がなされるおそれがある場合（上記③）などが
- 上記④については、高齢者や病氣療養中の者が、長距離移動を伴う裁判所への出頭によりその健康状態が損なわれるおそれがある場合や、他の者では代替できない多忙な業務に就いている者が、遠方の裁判所に出頭することにより業務に大きな支障等が生じるような場合、介護を受けなければ日常生活に支障がある同居の親族の介護を行っている者が、遠方の裁判所に出頭することにより当該親族の健康状態が損なわれるおそれがある場合などがそれぞれ考えられる。

なお、構外ビデオリンク方式は、同一構内ビデオリンク方式と同様、公判廷における証人尋問だけでなく、公判期日外における証人尋問（同法281条）、第1回公判期日前の証人尋問（同法226条、227条）、被害者等の意見陳述（同法292条の2）においても採ることができる。

3 手続

(1) 決定に係る手続等

裁判所は、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定をするためには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない（刑訴法157条の6第2項）。

検察官等の訴訟関係人や証人自身に、証人尋問を構外ビデオリンク方式により行うことの請求権があるわけではないので【注1】、検察官は、事案の内容や証人の意向等を踏まえ、構外ビデオリンク方式によることが相当であると考えた場合には、裁判所に対し、職権発動を促す申出をする必要がある。

また、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定に対し、抗告をすることはできず（同法420条1項）、法令違反がある場合に限り、異議を申し立てることができる（同法309条1項、刑訴規則205条1項ただし書）【注2】。

これらの点は、同一構内ビデオリンク方式と同様である。

(2) 証人の在席場所

構外ビデオリンク方式による場合、証人の在席場所は、「同一構内以外に

ある場所であつて裁判所の規則で定めるもの」(同法157条の6第2項)とされ、これについては、刑訴規則において、「同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所」と定められている(同規則107条の3)。この「他の裁判所」とは、地方裁判所に限らず、簡易裁判所も含まれる【注3】。

(3) 記録媒体への記録

構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う場合においても、同一構内ビデオリンク方式による場合と同様に、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人尋問の状況を録音・録画記録媒体に記録することができることとされている(同法157条の6第3項)。これは、性犯罪の被害者など、証言すること自体により大きな心理的・精神的負担を負うような証人が、繰り返し証言を求められることを避けようとする趣旨であり、上記2④の場合(証人が遠隔地に居住し、同一構内に出頭することが著しく困難である場合)については、除外されている。

また、裁判員裁判においては、裁判所は、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、証人尋問の状況を録音・録画記録媒体に記録することができることとされているが(裁判員法65条1項)、構外ビデオリンク方式による場合には、上記2④の場合を除き、同一構内ビデオリンク方式と同様に証人の同意が必要とされている(同法65条2項)。

4 実施上の留意点

検察官として、構外ビデオリンク方式を実施するに当たって留意すべき事項は、基本的には同一構内ビデオリンク方式と同様であるが、構外ビデオリンク方式特有の問題として、以下の点に留意する必要がある。

(1) 証人への配慮

構外ビデオリンク方式による場合、証人は、事件に係属する裁判所とは別の裁判所に出頭し、在席することとなる。証人の出頭を確保するとともに、心理的な負担を軽減し、さらに、突発的な事態に対処できるようにするとの観点からは

- 事件を担当する検察庁から、事案を把握している検察官又は検察事務官を証人の在席場所の裁判所に派遣し、同裁判所に証人と同行するなどその対応に当たらせること
- 上記2②及び③の場合には、必要に応じ、裁判所及び警察と事前に協議し、証人の在席場所の裁判所において、所要の警備を行うことなどが必要となり得る。

証人の在席場所の裁判所に対応する検察庁に対しても、必要に応じ、事前に、構外ビデオリンク方式による証人尋問を実施する旨を伝えておき、証人との打合せ室の確保などの協力を得ることが適切な場合もあると思われる。

(2) 円滑な証人尋問の実施

証人尋問の際に、証人に対する書面の提示や、証人による図面の作成等が必要となることが想定される場合には、これが円滑にできるよう、事前に、裁判所に対し、証人の在席場所の裁判所において書画カメラの使用を希望する旨を申し出るなどして、書面等を提示・作成する方法などについて打ち合わせておく必要がある。

円滑な証人尋問の実施のためにも、事件を担当する検察庁から派遣した検察官又は検察事務官は、証人尋問の間、証人の在席場所の裁判所内において適宜の場所で待機し、証人尋問を行う検察官からの連絡があればすぐに対応できるようにしておくことが適切であろう。

(3) 証人の在席場所の裁判所を被告人等に知らせるべきでない場合の留意点

刑訴法157条の6第2項1号ないし3号の事由があるとして構外ビデオリンク方式を採る場合において、証人の在席場所の裁判所を事前・事後に被告人や弁護人に知られてしまうと、被告人等による加害行為等のおそれが生じ、証人の精神的負担を軽減し、又は証人等に対する加害行為等を防止しようとする趣旨が全うできないおそれがある。

この点、構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定をした場合に、裁判所が訴訟関係人に告知すべき決定の内容とは、「構外ビデオリンク方式により証人尋問を行うこと」であり（今崎幸彦ほか「刑事訴訟規則の一部を改正する規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の解説」（法曹時報52巻12号29頁）参照）、証人の在席場所の裁判所は含まれないと解されるし、証人尋問調書及び公判調書の必要的記載事項とされているのは、構外ビデオリンク方式により証人尋問等を行ったことであり（刑訴規則38条2項7号、44条1項27号。被害者等の意見陳述について、同項40号。）、証人等の在席場所の裁判所は必要的記載事項ではない。

したがって、裁判所は、訴訟関係人への決定の告知や公判調書等において、証人の在席場所の裁判所を告知・記載する必要はないが、規則上、記載してはならないとされているわけではないため、証人の在席場所の裁判所を事前・事後に被告人や弁護人に知らせることが相当でない場合には、証人の在席場所の裁判所を被告人や弁護人に告知したり、公判調書等に記載することのないよう、裁判所と打ち合わせておく必要がある。

【注1】事前に証人に説明する際には、証人が希望すれば必ず構外ビデオリンク方式による

尋問が実施されることを前提とした説明は避けるべきである。

【注2】 構外ビデオリンク方式により証人尋問を行う旨の決定の告知は

- 公判期日において行う場合には、宣告によって行う（同規則34条）
- 公判期日外において行う場合には、送達を要せず訴訟関係人に通知する（同規則107条の2）
- 公判前整理手続において行う場合は、期日に出頭した訴訟関係人には、送達・通知を要しない（同規則217条の13）。被告人が出頭しなかった場合にも、被告人への通知は要しない（同規則217条の14）。
- 公判前整理手続期日外において行う場合は、検察官及び被告人又は弁護人に通知する（同規則217条の14）。（217条の14は「被告人又は弁護人に通知」としているため、弁護人へ通知すれば被告人への通知は要しない。）

こととされている。

【注3】 平成30年4月以降、構外ビデオリンク方式による尋問に必要な装置が設置される予定の裁判所は別紙のとおり。

(別紙)

- 1 地方裁判所及び家庭裁判所の本庁及び支部
- 2 地方裁判所の本庁及び支部に併設する簡易裁判所（東京簡易裁判所墨田庁舎を含む。）
- 3 次の簡易裁判所

管轄地方裁判所	庁名
東京地方裁判所	伊豆大島簡裁
	八丈島簡裁
	新島簡裁
新潟地方裁判所	十日町簡裁
	柏崎簡裁
	南魚沼簡裁
岐阜地方裁判所	郡上簡裁
福井地方裁判所	小浜簡裁
金沢地方裁判所	珠洲簡裁
松江地方裁判所	雲南簡裁
	川本簡裁
長崎地方裁判所	新上五島簡裁
	上県簡裁
熊本地方裁判所	高森簡裁
	牛深簡裁
鹿児島地方裁判所	種子島簡裁
	屋久島簡裁
	徳之島簡裁
	大口簡裁
	甌島簡裁
宮崎地方裁判所	小林簡裁
	高千穂簡裁

管轄地方裁判所	庁名
福島地方裁判所	棚倉簡裁
	田島簡裁
盛岡地方裁判所	久慈簡裁
	大船渡簡裁
秋田地方裁判所	男鹿簡裁
	角館簡裁
青森地方裁判所	むつ簡裁
札幌地方裁判所	静内簡裁
	夕張簡裁
函館地方裁判所	松前簡裁
	八雲簡裁
	寿都簡裁
旭川地方裁判所	富良野簡裁
	天塩簡裁
	中頓別簡裁
釧路地方裁判所	標津簡裁
	本別簡裁
	遠軽簡裁
高松地方裁判所	土庄簡裁

(訟ろ-15-A)

平成30年5月24日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 戸 苺 左 近

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤 村 智 子

最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳 聡

ビデオリンク方式による証人尋問の際の尋問及び供述並びに
その状況を記録媒体へ記録する場合の取扱いについて

(事務連絡)

標記の取扱いについては、平成30年2月15日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長、総務局第三課長事務連絡「ビデオリンク方式による証人尋問の際の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体へ記録する場合の取扱いについて」でお知らせしたところですが、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定が平成30年6月1日から施行されることに伴い、構外ビデオリンク方式による証人尋問（改正後の刑事訴訟法（以下「法」という。）157条の6第2項（法171条及び178条並びに少年法14条2項において準用する場合を含む。以下同じ。））が可能になります。

構外ビデオリンク方式による場合も含めて、ビデオリンク方式により証人尋問を行う場合において、法157条の6第3項所定の要件を満たすときは、裁判所書記官において、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録し、尋問等を記録した記録媒体を訴訟記録に添付して調書の一部とする（法157条の6第4

項)とされているところ、上記尋問等を記録媒体に保存する場合の取扱いについては、平成29年5月31日付け最高裁総三第47号総務局長、情報政策課長通達「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」(以下「データ管理通達」という。)によることとなります。そこで、今般、構外ビデオリンク方式による場合も含めて、ビデオリンク方式による証人尋問に関し尋問等を記録媒体に保存した場合の録画から消去までの具体的な運用イメージを改めて別紙のとおり作成しましたので、各庁において、事務処理態勢の確認や、留意点を共有する際の参考にしてください。

なお、構外ビデオリンク方式による証人尋問については、平成30年5月16日付け最高裁判二第199号刑事局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」(以下「構外ビデオリンク通達」という。)記5により、受訴裁判所に設置した記録装置を用いる旨定められていますので、留意してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

録画から消去までの運用イメージ(刑事訴訟法157条の6第3項の場合)

① 録画

事件を担当する裁判所書記官は、訴訟等関係人の尋問、供述又はこれらの状況について、ビデオリンクシステムの録画装置を用いて録画を行う(データ管理通達記第2)。

留意点

- 構内ビデオリンク方式による証人尋問(法157条の6第1項)の場合、録画は法廷側のビデオリンクシステムの録画装置を用いて行い、別室側にあるビデオリンクシステムの録画装置は使用しないのが相当である。
- 構外ビデオリンク方式による証人尋問(法157条の6第2項)の場合、録画は受訴裁判所に設置したビデオリンクシステムの録画装置を用いて行う(構外ビデオリンク通達記5)。
- 証人尋問等記録は、ビデオリンクシステムの録画装置内のハードディスクに保存される。

ビデオリンクシステムの録画装置は、書記官室に設置されたものではなく、②-1の作業終了後、②-2の作業までに期間が空くと、証人尋問等記録の消去を失念するおそれがあることから、②-1及び②-2を一連の作業として行う運用を励行する。

②-1 保存用記録媒体(DVD-R)への保存

事件を担当する裁判所書記官は、①により録画した証人尋問等記録を保存用記録媒体に保存する(データ管理通達記第3の1の(3))。

留意点

- 証人尋問等記録は、速やかにビデオリンクシステムの録画装置内のハードディスクから保存用記録媒体であるDVD-Rに保存する。
- 証人尋問等記録は、ビデオリンクシステムの録画装置内のハードディスクから保存用記録媒体に直接保存することになるため、事件を担当する裁判所書記官の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存する必要はない(データ管理通達記第3の1の(1))。

②-2 ビデオリンクシステムの録画装置内のハードディスクに保存された証人尋問等記録の消去

事件を担当する裁判所書記官は、ビデオリンクシステムの録画装置内のハードディスクに保存された証人尋問等記録について、②-1の作業終了後、速やかに消去する(データ管理通達記第3の2の(2))。

留意点

- 証人尋問等記録がDVD-Rに保存されていること及びDVD-Rに保存した証人尋問等記録が再生可能であることを確認する。
- ビデオリンクシステムの録画装置内のハードディスクに保存された証人尋問等記録が、当該事件と無関係な者の目に触れないよう、消去はできる限り速やかに行う(証人尋問調書の完成を待つ必要はない)。
- 特に、貸出用のビデオリンクシステムを用いた場合は、同機器の返還前に、確実に証人尋問等記録が消去されていることを確認する。